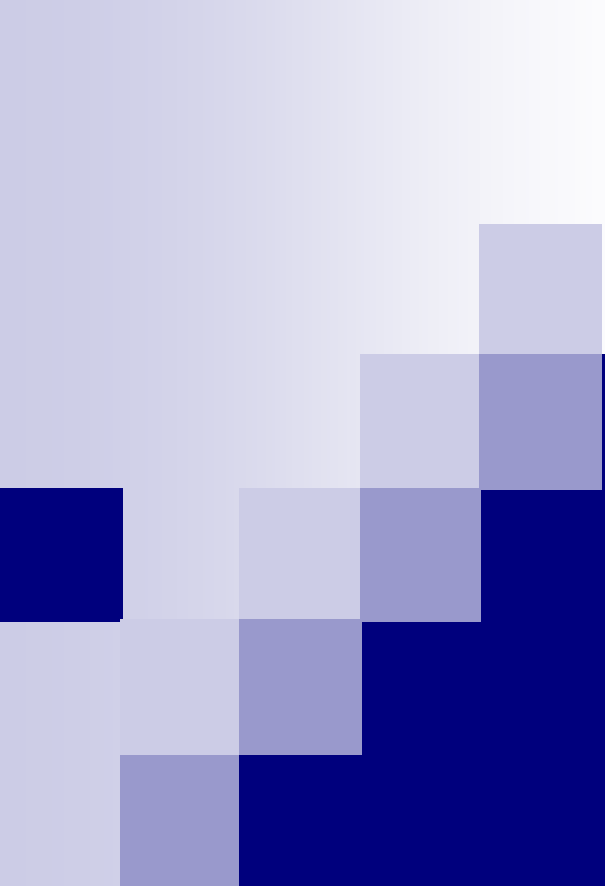




バーゼル銀行監督委員会 「カウンターパーティ信用リスク管理に 関するガイドライン」 について

2025年4月
金融庁／日本銀行

当資料は、バーゼル銀行監督委員会による公表文書の理解促進の一助として作成されたものです。公表文書のより詳細な内容については必ず原文をご確認ください。当資料の無断転載・引用は固くお断りいたします。

目次

1. 背景・経緯

2. ガイドラインの概要

(参考) リスク管理の高度化のためにーガイドラインのハイライト

Glossary

BAU = Business as usual / 平時
CCR = Counterparty Credit Risk / カウンターパーティ信用リスク
CSA = Credit Support Annex / (ISDAマスター契約に付属する) 担保契約
CVA = Credit Valuation Adjustment / 信用評価調整
DD = Due Diligence / デューデリジェンス
GMRA = Global Master Repurchase Agreement
GMSLA = Global Master Securities Lending Agreement
IA = Independent Amount / 独立担保額
IM = Initial Margin / 当初証拠金
IMM = Internal Models Method / 内部モデル手法
ISDA = International Swaps and Derivatives Association / ISDAマスター契約
KRI = Key Risk Indicator / リスク指標
KYC = Know Your Customer
MIS = Management Information System
MTM = Mark to Market / 時価評価
PFE = Potential Future Exposure / 潜在的な将来エクスポージャー
SFT = Securities Financing Transactions / 証券金融取引
SLA = Service Level Agreement / サービスレベル契約
WWR = Wrong-Way Risk / 誤方向リスク
XVA = X-Value Adjustment / デリバティブ取引に係る各種評価調整の総称

1. 背景・経緯

- バーゼル銀行監督委員会は、2024年4月30日、「カウンターパーティ信用リスク管理に関するガイドライン」（原題：Guidelines for counterparty credit risk management）と題する市中協議文書を公表
- 当ガイドラインは、銀行による効果的なカウンターパーティ信用リスク管理の手続きを詳述するもので、1999年1月にバーゼル委から公表された「銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引に関する健全な実務のあり方」（原題：Sound practices for banks' interactions with highly leveraged institutions）の後継文書と位置づけられている
- 今回、ガイドラインのカバーするリスク管理の対象が、ヘッジファンドから銀行のカウンターパーティ全般に拡大された
- 2024年12月11日、最終化文書を公表。特に国際的に活動する銀行につき、できるだけ早い実施を促している

2. ガイドラインの概要

【構成】

- | | |
|---|---------------------|
| ① Introduction | はじめに |
| ② Scope, proportionality and risk-based application | 適用範囲、比例適用、リスクベースの対応 |
| ③ Due diligence and monitoring | DDとモニタリング |
| ④ Credit risk mitigation | 信用リスク削減手法 |
| ⑤ Exposure measurement | エクスポージャー計測 |
| ⑥ Governance | リスク・ガバナンス |
| ⑦ Infrastructure, data and risk systems | データ・システム基盤の整備 |
| ⑧ Closeout practices | 取引の清算 |

2. ガイドラインの概要

① Introduction / はじめに

当ガイドラインは、CCR管理の手続きについて詳述することにより、効果的なCCR管理とは何かを説明したもの。2021年のアルケゴス事案等では、DD、リスク計測、リスク管理、ガバナンスの不備等が露呈した。また、ビジネス内容が不透明であったり、リスクが集中していたり、高いレバレッジが効いたポートフォリオを持つ、高リスクの取引相手からの影響が最も大きかった

- CCRとは、取引のキャッシュフローが最終的に決済される前に、取引相手が債務不履行に陥るリスク。為替、金利、株式、クレジットなどのデリバティブや、SFTなど、市場の変化により価値が変動する商品から発生。相手のデフォルト時にプラスの経済価値を持つ場合に、銀行にとって経済的損失が発生するが、その価値は時間と共に変動する
- CCRはマーケットの動きに敏感に反応し、また取引相手の信用力の変化によって増減するため、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク、流動性リスク等のリスク管理手法を駆使して管理することが必要
- CCR管理手法は、デリバティブやSFTの取引拡大、NBFIとの連関の深まりを受けて、過去10年で大きく変化してきた。当ガイドラインは、1999年1月に公表されたSound practices（注：バーゼル委での分類上はガイドライン）の後継文書と位置づけられ、最近の事案で露呈したCCR管理の不備に対応するために、新たに市場リスクの視点等も加えて作成された

2. ガイドラインの概要

② Scope, proportionality and risk-based application

/ 適用範囲、比例適用、リスクベースの対応

- 当ガイドラインは、高リスクのエクスポージャーを持つNBFI取引先に対するCCR管理に最も有効であり、広くデリバティブやSFTを取引する銀行が主たる対象
- 「すべての取引先に対するリスク管理に広く適用される」としながらも、銀行や取引先の規模、CCRのリスク量や複雑さに応じたリスクベースでの対応を行うなど、機動的に利用されることを企図
- いくつかのCCR要件に関しては、レバレッジの高い、金融システムの安定を脅かす可能性のあるヘッジファンド等にも適用
- 小規模銀行やリスク量の少ない銀行には、このガイドラインを利用してリスク管理実務の向上を図ることを期待

2. ガイドラインの概要

③ Due diligence and monitoring / デューデリジェンスとモニタリング (1)

新規の取引相手の承認時と既存の取引相手の継続モニタリング

- 財務情報だけでなく、できるだけ多くの非財務情報を収集し、BAU及びストレス時における取引相手のリスク分析をすべき (#1)
- 社内規定において、取引相手のタイプと取引内容により、リスクに応じたDDプロセスのレビュー頻度や深度を決定し、銀行のリスクアペタイトとの整合を図ること (#2)

Information Disclosure (情報開示) (#3から#6)

- 十分な情報が取れない場合には、格付やリミット設定、証拠金の条件等で保守的に（より厳しく）対応すべき
- より多くのリスクを取る取引や、リスクの高い取引相手について、より深く理解すべきで、特にファンド分析にあたり有効な情報を例示（例：VaR、ストレステスト結果、定期的に作成されるファンドのリスクレポート、流動性の情報等）

ポイント：

必要最低限の財務情報から詳細な情報まで、取得した情報の量と質をリスクアペタイトに反映、十分な情報が取得できない場合、リスク判断に反映されるべき

2. ガイドラインの概要

③ Due diligence and monitoring / デューデリジェンスとモニタリング (2)

Onboarding (取引開始時) (#7から#13)

- 新規案件の取り上げ時には、可能性のある取引やリスク量につき地域をまたいで想定し、銀行として包括的に取引相手を理解すること
- 評判や信用力、戦略やリスク管理の実態等の非財務情報を確認、地政学やカントリーリスクを考慮、KYCも活用の上、取引相手の信用力や可能なリスク軽減策を検討、取引相手に固有のリスク要素－例えばWWRや過度の集中など－の分析を行うことを推奨

Ongoing credit assessment (継続モニタリング) (#14から#17)

- DDプロセスは取引開始時のみならず、継続して行われるべきとして、取引相手の状況の変化をモニターする重要性を指摘。取引パターンやポジションの方向性の変化、収益状況、レバレッジ、主要な取引担当者の変更等を例示。見直しの頻度についても、トリガーとなる指標を定めることが望ましいとされている
- 内部格付についても、CCRを有する取引相手の場合は、エクスポージャーの数字がマーケットの状況等で大きく変動する可能性に鑑み、リスク分析を適時に行える態勢の必要性を強調、状況の変化により、格付や取引可能な商品の見直し、契約書の内容やリミットの変更等の見直しを推奨

ポイント：

CCRを持つ取引相手の関係はダイナミックなものであるため、取引相手自体の状況変化と市場の状況変化の両方の観点からモニターされるべき

2. ガイドラインの概要

④ Credit risk mitigation / 信用リスク削減手法（1）

CCRの効果的な管理には、信用リスク削減手法の利用が有効として、証拠金（担保）及び保証等について記載。これらのリスク削減手法が有効に作用するために、法的に有効な契約書に、必要な条項が適切に定められていることが重要であることを指摘

Margining（証拠金・担保）（#18から#32。#33から#36も証拠金に関連）

- しっかりした証拠金の枠組みを持つことが、銀行のリスクアペタイトに合致した適切なリスク管理に重要であることから、銀行の証拠金の枠組みは、取引のエクスポージャー、受領する担保の適格性、及び取引相手の信用リスクを適切にカバーすべき（#18）
- IMやVM、IAなどを適切に使用、変動するエクスポージャーを適切にカバーする枠組みが望ましい（#19, #25, #26）
- 契約で定める早期終了条項やロックアップ条項、最低受渡額、担保のヘアカットなどの条件に留意（#20, #26, #30, #34）。契約書のenforceabilityは、担保の有効性や処分のタイミングに影響することに留意して分析（#36）。契約に関し、標準から乖離した契約を避けるべきであるが（#22）、締結した際にはモニタリングの枠組みを含め適切なガバナンスを構築（#24）
- 証拠金管理の状況をカウンターパーティレベルとポートフォリオ全体でモニターし、報告体制を構築（#23）。また証拠金のdisputeに対応するプロセスを確立（#26）

2. ガイドラインの概要

④ Credit risk mitigation / 信用リスク削減手法（2）

- CCPのクリアリングエージェントとなる場合は証拠金が十分であることを、銀行自身で判断し、割増し証拠金（Margin multiplier）の利用なども検討する（#31）
- 担保や証拠金と取引相手との間にWWRや過度な集中が生じないよう留意（#32）

Guarantees and other risk mitigants（保証及びその他のリスク削減手法）（#33から#39。うち#33から#36は証拠金関連であるため前項に記載）

- 取引相手単体の信用力では不十分で、保証書によってリスクを補完する場合、①保証人の信用力の分析と、②保証書が、取引相手のCCRからの支払い義務を保証人が確実に負う契約となっていることを確認する必要
- 保証書によらない信用補完（キープウェル等）については、信用補完提供者の意思と能力（willingness 及び capacity）を分析する枠組みを持つべき。保証書以外の信用補完は、保証書と同等とはみなすべきではないことを指摘、特に親会社のサポートに依拠して子会社と取引を行う場合に留意が必要
- 金額に上限のついた保証は、エクスポージャーの金額がマーケットの状況で大きく動くCCRにおいては、その使用に留意が必要

2. ガイドラインの概要

⑤ Exposure measurement / エクスポーチャー計測（1）

CCRの信用損失は、大きな市場変動や、想定外の事態（tail events）によって引き起こされるため、金額も影響範囲も大きくなることが多い。多様なアセットや取引、マーケット参加者が複雑に絡み合うCCRの特性に鑑み、CCRをより適切に管理するためには、さまざまなリスク要素をリスク管理に取り込むことが必要

Exposure metrics（エクスポーチャー指標）（#40から#52）

- このセクションではCCR管理に利用される指標を紹介。CCRの発生するすべての取引について、すべてのビジネスラインや拠点を含めて計算されるべき。また、ポートフォリオ単位、カウンターパーティ単位、必要に応じてより細かなレベルで集計されるべき。また、取引相手へのリスクの全体像を把握するために、CCR以外のリスク、例えばローン等も合わせてモニタリングすべきことを指摘
- エクスポーチャーの計算は契約書内容やEnforceabilityが反映されることが重要であり、また、様々な指標を用いることで、エクスポーチャーの全容をTail risk含め把握すべきと指摘
- CCRの各種エクスポーチャー指標は、プライシングやマージン設定のメソッドロジー（XVA,IM）や、リスクモニタリング（PFEやストレステスト）、資本規制（SA-CCRやIMM）等、様々なCCR管理プロセスで使用される
- 各CCR管理指標の利点と制約を理解し、それらを組み合わせて、平時及びストレス時にエクスポーチャーを大きく動かす要因を理解すべき
- WWR管理の枠組みについても重要性を指摘

2. ガイドラインの概要

⑤ Exposure measurement / エクスポージャー計測（2）

Potential future exposure (PFE)（#53から#58）

- 銀行は日次でPFE等を使ったエクスポージャーの計算をすべき
- PFEの制約（捉えられるリスクと、捉えられないリスク）を正しく理解し、PFEの制約（例えば超過担保受領時にPFEがゼロになるなど）についてはストレステスト等、他のリスク指標を利用して補完すべき
- アルケゴス事例では担保処分と取引終了に長い時間を要したが、銀行は、流動性の低いポートフォリオや担保から生じるリスクを勘案し、清算時における資金の集中や資産価値の大幅な下落といった、カウンターパーティのデフォルトによって具現化するリスクを十分に考慮すべき
- レバレッジの高い取引相手については、マーケットの大きな動きの際に、VMやIMでも十分にカバーできないリスクを考慮すべき
- PFEのバックテストの必要性を指摘

2. ガイドラインの概要

⑤ Exposure measurement / エクスポーチャー計測（3）

CCR stress testing and scenarios analysis（ストレステストとシナリオ分析）（#59から#67）

PFEを補足するものとして、ストレステストの枠組みについて説明

- 銀行はすべてのビジネスラインや取引タイプをカバーするCCRストレステストの枠組みを明確に持ち、十分なシナリオを定義し、必要に応じてアドホックなストレステストを行う態勢を整備すべき
- ストレスシナリオ構築に際しては、過去の事例、現在のマクロ経済や金融の状況、想定される将来の状況を反映させるべきであり、将来シナリオの構築に際しては地政学的な要素や自然災害を考慮に入れるのも有効。流動性の低い担保から構成されるポートフォリオ、又は取引相手のデフォルト後の再構築が困難な取引の影響を捕捉すべき
- ストレステストの結果、(i)特定のシナリオ下で特に脆弱な取引相手を特定、(ii)銀行全体のCCRポートフォリオにとって最も関連性の高いシナリオを特定することが可能となる
- モデルのインプットやシナリオについては定期的に見直しすべき
- 特にストレステストによる管理が有効とされるNBFIは、テスト結果を平時のリスク管理に織り込んでリミット管理すべき
- 担保へのストレス、リバース・ストレステストなども有効な手法の1つとして紹介されている

2. ガイドラインの概要

⑤ Exposure measurement / エクスポージャー計測（４）

Limits（信用枠・リミット）（#68から#71）

リスク管理上、望ましいリミット設定と管理の枠組みについて説明

- 個々の取引相手レベルとポートフォリオ全体のレベルの両方でモニターできること、また平時の市場環境及びストレス時の双方についてエクスポージャーを管理できるリミットの枠組みが望ましい
- リミットは、銀行が取引相手に対して保有する全てのエクスポージャーに対して設定されるべき
- 効果的なリミット設定は、リスクアペタイトに沿うものであるべき。大きすぎると、リスクの急増を適時に把握し適切な対応を行えない可能性につながり、小さすぎると、頻繁な超過承認につながるなど、銀行のリスクアペタイトを正しく反映したものといえなくなる可能性がある
- リミットは適切な頻度で銀行のリスクアペタイトや市場環境やビジネス戦略等に応じて見直されるべき。また、個別の取引相手へのリミットは、取引相手の信用力やエクスポージャーの変化に応じて変更されるべき

2. ガイドラインの概要

⑥ Governance / リスク・ガバナンス（1）

- ガバナンスに関しては、30以上のポイントを列記して、その重要性を強調
- CCRのガバナンスは、下記の3点に支えられている
 - 有能な人材と適切なリスク・カルチャー（組織文化）
 - 明確なプロセスと有効なリミットの枠組みに支えられたCCR管理戦略
 - 経営陣への報告及び意思決定プロセス。急激な市況変化に迅速に対応した意思決定を行うことのできる態勢
- 銀行や取引相手の規模に応じたリスクベースのリスク管理を行う上で、堅固なガバナンスは非常に重要。より複雑なビジネスモデルや、よりリスクの高い取引相手を有する場合、対応できる十分な職員を確保すべき

2. ガイドラインの概要

⑥ Governance / リスク・ガバナンス（2）

People and risk culture（人材とリスク・カルチャー）（#72から#77）

- 銀行は、全てのリスクを十分に理解し、必要が生じた際に必要なアクションをとれるような組織文化の醸成に努めるべき
- CCR管理担当者の持つべき視点として、以下を例示
 - CCRには市場リスクと信用リスクの要素が含まれるため、CCR管理は、市場リスク部門と信用リスク部門との協働が重要
 - 適切に定められた承認権限と報告態勢のもとで、リスク管理を実践する
 - 地政学的な状況の変化を常に念頭におき、戦争や制裁等がビジネス、ひいてはCCRに与える影響を評価する
- CCR管理責任者は、トレーディング部門や、取締役会やリスク委員会等の経営陣と対等に話せるだけの十分な経験や専門知識と、相応の地位を有するべき。また、データやモデルがCCR管理にどのように使用されているかを理解すべき

2. ガイドラインの概要

⑥ Governance / リスク・ガバナンス（3）

Risk framework（リスク管理の枠組み）（#78から#85）

- 基準や手順書は、CCR管理における役割や責任及び承認権限や、上位権者へのエスカレーションプロセスを明確に定め、定期的に見直されるべき
- CCRが効果的に監督されるためには、1線、2線、3線の全部門を通してリスクへの認識をもち、リスクが特定された場合は問題提起を行う組織文化が重要
- 取引相手と長期にわたって良好な信用関係を築くためには、取引相手のビジネスや目的、資金調達源への理解や、担保に関するリスク、リスクの集中等への十分な知識と理解が必要
- リスク委員会について、以下の点を指摘
 - リスクテイクに関する権限を持ち、主要なリスク要因や傾向に関する情報を適時適切に受領
 - リミットの例外承認について、承認権限を担当者に委任したとしても、最終的な説明責任は経営陣及びリスク管理委員会に残る
 - メンバーには、トレーディング部門及びリスク部門のシニアメンバー、並びにコンプライアンス、財務、法務及び業務部門のシニアメンバー等が含まれるべき
- クロスボーダー・ビジネスは、リスク管理に関する責任の所在の明確化を困難にするものの、明確に説明責任者を割り当てることが重要

2. ガイドラインの概要

⑥ Governance / リスク・ガバナンス（4）

Management reporting（経営陣への報告）（#86から#92）

- 詳細なCCR報告はガバナンス上非常に重要であり、経営陣はその体制構築につき、直接責任を負う。報告に含まれるべきものとして、以下を例示した
 - a. シングルネーム及びポートフォリオ合算の主要なCCR指標
 - b. CCRエクスポージャーの時系列変化
 - c. 上位の取引先エクスポージャー
 - d. リミット、リミットの超過、その他注視すべき取引相手又は業界の情報
 - e. 潜在的損失の可能性
- 例外承認された取引条件や契約内容等も経営陣への報告に含まれるべき
- CCR報告は包括的にリスクをカバーするものであるべき。定期的な報告だけでなく、マーケットのストレス時にはアドホックにも報告できるよう、報告態勢の改善に努めるべき
- MISのより効率的な利用を通してリスクの高い相手やWatch listの分析を効率的に行うべき。また、市場リスクとCCRの総合的な管理をあらためて促している

2. ガイドラインの概要

⑥ Governance / リスク・ガバナンス（5）

Limit governance and exception management（リミットのガバナンスと超過管理）

（#93から#103）

- リミットは、取引相手の信用力や、財務状況・レバレッジ等を考慮しながら、1線からは独立した部門により設定されるべき
- リミット超過の際のプロセスは超過の重大性によって異なるべきで、重大な超過はシニアレベルの承認を必要とし、システム等で適切に記録されるべき
- 技術的な超過（データ不良やシステムエラー等により誤って算出された数値からの超過）は、放置すべきではなく、通常のリミット超過と同じように承認されるべきとした。原因を是正するまでも適切に利用状況をモニターするために、リミットを調整（承認も必要）することも考えられるとした
- 受動的な超過（新規取引ではなく、MTM変化によって生じた超過）に関しても、通常のリミット超過と同様に承認プロセスの対象となる
- エクスポージャーは、少なくとも日次でモニターし、リミット超過が近くなったときに早期警告を出す仕組みを取り入れるべき
- リミットの超過につながる状況下で早期警告を発することのできる、日中リスクモニタリングの態勢を整えることを奨励

（注：日中のリスク管理が重要とされる顧客（例えばHFT顧客等）につき、リスクのモニタリングを行うことを“encourage”する趣旨。高額なシステム投資を行うことだけが解決策ではなく、たとえば顧客や市場の状況によりリスクの推定を行うなども方法論には含まれる。ある銀行の例として、大きなポートフォリオを有する取引相手につき、大きな市場変動がリミット比のエクスポージャー額に及ぼす影響を日中に推定している銀行の例をあげている。今後の技術革新に遅れをとることなく、日中エクスポージャーの計算が行えるように技術開発を進めて、リスクモニタリングの枠組みを進歩させることが推奨されている。）

2. ガイドラインの概要

⑦ Infrastructure, data and risk systems / データ・システム基盤の整備

CCR管理には、取引相手の正確なデータとリスクシステムの整備が重要として、以下を指摘（#104から#109）

- リスクシステムとデータ管理能力はCCRの規模と複雑性に見合うべき。CCR計測は非常に複雑なリスクデータ集計プロセスである中、CCRを適切に測定、モニターすることが重要であり、手作業によるエラーを防ぐためにも、システムの改良に十分な資源を確保すべきと指摘
- オペリスク軽減のために、エクスポージャー計測や管理のシステムの数を減らす努力をすべき
- データ集計・測定の基礎となるデータ管理のプロトコルが銀行全体のデータ管理の枠組みと整合的であることを確保し、また、システム、データ及びモデルの問題の特定、監視、エスカレーションのプロセスを確立すること
- カウンターパーティ・リスクのデータの集計と測定のベストプラクティスとして、以下の統制プロセスを例示
 - a. データ異常を特定するための予防的コントロール
 - b. データの照合にかかるコントロール
 - c. 上流システムからリスク計算システムへのデータフィード転送を監視するためのプロセス。（外注が介在する場合）適切なSLAを締結
 - d. データ照合のプロセスで特定された、不足データや誤ったデータにつき、手動で調整するプロセス。オペリスクを最小化させるためにも、できる限り自動化されるべき
 - e. KPIやKRIの枠組みは、技術の成果（例えば、データフィード）及びデータ管理統制（例えば、手動調整）に照らして設計及び監視される
 - f. 重要な問題や重要なKPIについて、CCRを監督する権限を持つリスク委員会等に報告される
 - g. カウンターパーティのリスクデータの集計及び測定プロセスを監督することのみを目的として会議体を設立

CCR reporting/CCR報告（#110-から#115）では、MISの重要性をあらためて指摘

2. ガイドラインの概要

⑧ Closeout practices / 取引の清算

銀行は、取引相手のデフォルト時に、契約に基づいて迅速に取引を清算（Close out）する必要があり、そのために必要なすべてのステップについて十分に理解しておくべきと指摘

- 取引の清算は、MTM損失の実現と、取引の再構築が必要になる。ISDA・CSAや、GMRAやGMSLA上の規定に違反しないためにも、取引の清算に法務部門の関与は不可欠であり、信用リスク（審査部）やその他のリスク管理部門の関与も必要
- 平時より、継続的な信用モニタリング・プロセスの一環として、取引を制限したりリスク削減を必要とする顧客のウォッチ・リストを保持することが望ましい
- 銀行は最新のクローズアウト・プレイブックを準備し、取引清算の模擬演習（Mock Close-out）を行うことを推奨。対象となる取引相手は複数の法域をまたいで複数の異なるビジネスを行っている相手が好ましい。業種は演習のたびに変えるべき。また、演習で得られた教訓をプレイブックに反映して強化すべき
- 模擬演習には、信用リスク、財務、法務、業務、リスク及びトレーディングの各部門が参加、以下を確認することが望ましい
 - a. 通常のビジネスと並行して、クローズアウト業務を遂行できる、十分なリソースを有しているか
 - b. 正確かつ十分な報告が適時に必要部署に共有されるか
 - c. 銀行の規定や手続きに従って意思決定が迅速に適切に行われるガバナンスとなっているか
 - d. ポジションの秩序だった解消を行える経験豊富なトレーダー等を有しているか。また、必要不可欠な支払いや証券決済を手動で行うプロトコルが整備されているか
- 契約書で合意した契約条件によって、想定通りのクローズアウトができないことがある。契約条件を合意する際には、取引先やその子会社の信用力や、支配や所有の実態を慎重に検討すべきである

(参考) リスク管理の高度化のためにーガイドラインのハイライト

- ガイドラインの冒頭、エグゼクティブサマリーに、このガイドライン公表に至った背景と、このガイドラインが目指したものについて書かれている。そこでは、特に下記の4点について、長年のCCR管理の課題を解決するうえで最も重要であると指摘。このうち、4点目のガバナンスについては、1999年のガイドラインには記載がなく、今回新たに追加されたもの
 1. DDをしっかり行うこと。クレジット判断に必要なリスクの把握を幅広く総合的に行うことで、顧客の状況変化やマーケットのストレス時に素早く行動することを可能にする
 2. クレジットリスク削減を確実にする戦略の構築。効果的なリスク管理を可能にする契約条項やマージンの枠組みなどを利用
 3. さまざまなCCR指標を組み合わせて、金融機関のもつリスクを包括的に管理
 4. 堅固なCCRガバナンスの枠組みの構築。その枠組みは、銀行のリスク・カルチャーを明確に理解した銀行内の熟練した人材によって支えられ、明確なリスク管理手順にのっとり、意思決定プロセスに活用できる有益で高度な報告によって支えられる

(参考) リスク管理の高度化のためにーガイドラインのハイライト

- このガイドラインで新たに強調されているのは、リスク・カルチャー、すなわちリスクを自分のものと捉え、しっかりしたリスク分析を的確な判断や適時のアクションにつなげる組織文化の醸成。ガイドラインに記述された内容をチェックリストとみるのではなく、各社の事業実態に応じたあるべきリスク管理態勢を考える上での指針とする
- リスク管理担当者は、リスクを多様な側面から検討し、より適切なリスク判断を追求することが求められている。ガイドラインはその材料を与えるものであり、特にリスクの高い取引相手との取引開始に際しては、このガイドラインを指針とすることが推奨される
- 最低限の取得すべき情報を銀行自身が判断し、それらの情報が取得できない、又は十分と認められない場合のプロセス（取引を承認しないのか、リスク量を減らす形で承認するのか、例外として、そのリスクを受容できるかを然るべきレベルで決定するのかなど）を持つことが重要
- さまざまなエクスポージャー指標や方法論が紹介されているが、それぞれの利点と制約を理解した上で、取引先の特性や取引の態様に応じて、組み合わせて使うことで、どのような要素がエクスポージャーを膨らませるのかを理解し、CCR管理に反映させることが重要